

ID: 5420

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	防災街区整備地区計画の区域内の容積率制限の特例認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 68 条の 5 の 2		
法令番号			
【基準】 建築基準法第68条の5の2（区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例）による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日